

調査の概要

■ 調査の目的

純粋持株会社実態調査は、我が国の純粋持株会社の活動の実態を明らかにし、純粋持株会社に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

■ 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査

■ 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】日本標準産業分類に掲げる「細分類7282-純粋持株会社」に属する企業

■ 調査期日及び調査対象期間

調査期日は毎年3月31日

調査対象期間は、原則、調査期日の前年4月1日から調査期日である3月31日までの1年間

■ 調査方法

対象となる企業に調査票を配布し、調査対象企業が記入し提出する郵送調査

■ 調査担当

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室

電話 03-3501-1831（直通）

e-mail gqcebh@meti.go.jp

利用上の注意

経済産業省では、平成25年3月31日現在で「平成25年純粋持株会社実態調査」を実施し、調査結果をとりまとめた。利用上の注意は以下のとおりである。

(用語)

- ・「会社分割」とは、既存会社の事業を子会社の業務として移管し、既存会社を純粋持株会社とする方法。
- ・「株式移転」とは、既存会社の株式を純粋持株会社に移転する方法。
- ・「株式交換と会社分割の組み合わせ」とは、既存会社の事業を子会社に移管するとともに、別の既存会社を純粋持株会社の完全子会社とするもの。
- ・「常時従業者数」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、1ヶ月を超える雇用契約者と当該年度末または最寄りの決算期の前2ヶ月において、それぞれ18日以上雇用した者）。
- ・「正社員・正職員」とは、常時従業者のうち、一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。
- ・「派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま派遣先企業と当該労働派遣事業主との契約の基に、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事させている従業員。
- ・「他企業等への出向者」とは、主として純粋持株会社（単体）で給与を支払っている子会社・関連会社などへの出向者。
- ・「子会社」とは、純粋持株会社（単体）が50%超の議決権を所有する会社。なお、純粋持株会社（単体）の子会社又は純粋持株会社（単体）とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。また、50%以下であっても純粋持株会社（単体）が経営を実質的に支配している会社も含みます。
- ・「関連会社」とは、純粋持株会社（単体）が20%以上～50%以下の議決権を所有している会社。また、15%以上議決権を所有していること等により、重要な影響を与えることができる会社を含みます。
- ・「関係会社」とは、子会社、関連会社及び親会社。
- ・「新規設立」とは、新規事業の創設などにより新設された場合。
- ・「分社化」とは、企業が事業又は組織の一部を分離し、別会社（子会社・関連会社）を設立した場合。
- ・「買収」とは、議決権を所有した場合。
- ・「閉鎖・廃業」とは、事業活動を停止し、継続しない場合。
- ・「統合」とは、子会社・関連会社間の合併等の場合。
- ・「売却」とは、議決権を他社に譲渡した場合。

- ・「グループ全体」とは、連結決算導入企業においては連結対象会社の合計。連結決算非導入企業においては、純粹持株会社と子会社・関連会社の合計。

(数値)

- ・表中の記号の「-」は該当数字なし、「0」は単位未満のものである。
- ・表中の「X」印は、企業数が2以下そのため、数値を秘匿したことを意味する。また、企業数が3以上であっても前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も秘匿している。
- ・各結果数値は、項目ごとの有効回答値の積み上げである。
- ・各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入している場合や内訳に未回答の場合があるので合計と内訳が一致しない場合がある。

(その他留意点)

- ・各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にはばらつきが生じている。
- ・財務省「法人企業統計年次別調査票」を提出した企業については、「資産・負債及び純資産」及び「売上高または営業収益、営業外収益」の一部について、財務省の同データを活用している。
- ・掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省「平成25年純粹持株会社実態調査」」による旨を記載してください。

(回収状況)

調査対象企業数	473社
回収企業数	338社
回収率	71.5%
有効回答企業数	291社